

東京 財團法人東京
協會附屬厚生
保母養成所 事業
東京郡目黒區自
由ヶ丘二七 財團法人東京
會 厚生事業協

東京高等保育
學校 東京郡品川區西
品川五丁目一〇
〇一電芝(四八) 財團法人淨土
代表里見達雄 宗報恩明照會

神奈川縣 橫濱保育專門
學院 橫濱市南區平樂
町一三三 平野 恒子

愛知縣 柳城保育專修
學校 名古屋市中區
山脇町三ノ一四 日本聖公會中
部教區代表者 大西 狛介

京都府 平安女學院專
攻部保育科 京都府上京區下
立賣烏丸西入 平安女學院

京都保母養成
所 京都市東山區上
馬町五六三 財團法人
龍谷女子學院

兵庫縣 武庫川高等女
學校保育所 兵庫縣武庫郡鳴
尾字渡り瀨二三 財團法人
武庫川學院

頌榮保育專攻
學校 神戶市生田區中
山手通六丁目三 財團法人
頌榮保育專攻
學校 理事長
廣瀬ハマコ

財團法人
聖和女子學院 西宮市岡田山一
廣瀬ハマコ

奈良女子大學
奈良女子高等
師範學校保育
科 奈良市北魚屋西
國 立

奈良縣 天理保母
養成所 奈良縣山邊郡丹
波市町守目堂二
三二 財團法人
天理大學

岡山縣 御國保育學院 岡山縣倉敷市元
町四四九 松井 惠 戒

德島縣 德島師範學校
保育研究所 德島市南常三島
町二丁目 德島師範學校
同窓會

京都女子大學
學部 學科 別部
兒童科 あり
の認可あり
次第 廢校と
なる

休校中

官廳公示連絡事項

無認可幼稚園の取扱
いについて

このたび千葉県教育委員會教育長から別紙甲號のような照
會があつたので、別紙乙號のように回答したが、多少誤解を
まねくおそれがあるため、説明を加へる。
照會第一の點は、幼稚園の認可を受けないで「〇〇幼稚
園」と稱して、事實幼兒を集めて保育を行つてゐる場合の措
置である。法令的な措置からいふと、事實幼兒を集めて保育
を行つてゐる場合は、學校教育法第八十三條第一項
「第一條に掲げるもの以外のもので、學校教育に類する教育を行

奈良縣 天理保母
養成所 奈良縣山邊郡丹
波市町守目堂二
三二 財團法人
天理大學

岡山縣 御國保育學院 岡山縣倉敷市元
町四四九 松井 惠 戒

德島縣 德島師範學校
保育研究所 德島市南常三島
町二丁目 德島師範學校
同窓會

福岡縣 財團法人
福岡保育
專攻學校 福岡市島飼町六
丁目五〇 財團法人
福岡保育專攻
學校

長崎縣 純心保母養成 長崎縣大村市
植松 財團法人
純心學院

らものは、これを各種學校とする。」
により、各種學校と解され同條第二項

「各種學校は、第二條に掲げる學校の名稱を用いてはならない。」
によつて、當然「幼稚園」名は冠せられないのである。もし
この規定に違反した場合は合法第九十二條

「第八十三條第二項の規定に違反した者は、これを五千圓以下の
罰金に處する。」

の適用を受ける。しかしわれは、これを法に照らす前
に、幼児教育の國家再建上重要な位置を占める趣旨をかんが
え、すすんで國家の教育に協力するため、幼稚園設置の認可
を申請するようにすすめる、これに應じないときにはじめて法
によつてその不心得を正すように措置することを切望するも
のである。

なお幼稚園における第八十三條第一項の趣旨、幼稚園教育
(幼稚園の教育課程——保育要領に示された保育内容に據つ
て幼児を保育する——を中心とする幼児教育)に類する教育
を行う施設を各種學校とすると定義づけた規定であつて、幼
稚園と幼稚園に類する各種學校と混同される虞があるので、
ここにはつきりと規定して幼稚園に名をかりて利を得るもの
のないように措置したのである。従がつて同條第二項で各種
學校の「幼稚園」名の使用を禁じ、さらに同法第九十二條に
よつて罰則まで設けて「幼稚園」名の亂用を防ぎ、幼稚園教
育の正しい發展を期したのである。

照會第二の點は、名稱は使用しないが、事實幼児を集めて

保育を行つている場合の措置である。法令的には、幼稚園設
置の認可の申請については都道府縣監督廳は、積極的に設置
の認可の申請を勧告するような規定はないが、幼児教育普通
の上から先ず幼稚園設置の認可の申請を勧告すべきである。

なお幼稚園の設置について一言して置きたいことは、學校
教育法上の原則としては、學校教育が公共性と恒久性をもつ
べきものである建前上、私人には學校を設置する能力を認め
ていないのであるが(第二條參照)幼児教育が重要であるに
もかかわらず未だ發達していないため大いにその設置を獎勵
しなければならぬことと我が國現在の經濟狀態その他の情
勢から設置を民法による財團法人と一律に強制することは、
幼稚園の現狀に即しないがらみがあるので、私人にも幼稚園
設置の能力を同法第二百二條によつて當分の間認められているの
である。この法の精神からいつても認可を受けず事實幼児を集
めて教育を行つているものに對しては、幼稚園設置の認可の
申請をするよう指導すべきものと思はれる。もしそれでも學
校教育法(第二條第二百二條を含む)の規定によつて設置能力
を認められていないのを放棄して、同法第四條の規定による認
可の申請をせず各種學校として經營するといふ場合は、別記
「各種學校の取扱ひについて」の通達の趣旨にもとづいて同
法第四條の規定によつて認可を申請させるように措置するよ
う取計らつていただきたい。(規定以下の人員の場合も當然
各種學校であるが取扱ひ上たゞ申請を略したのであり、幼稚
園の名稱は當然使用できないのである。

又兒童神社法による保育所は他の法律によつて設置を認められてゐる施設であるから各種學校としての認可を受ける必要はないのであるが、幼稚園の名稱の使用はやはりできない

幼稚園設置の認可申請も各種學校設置の認可申請もせずに教育を行つてゐる場合は、第八十四條「各種學校の取扱ひについて」(参照)

「都道府縣監督廳において、學校又は各種學校以外のものが各種學校の教育を行うものと認めるときは、その旨を關係者に通告して、前條の規定によらせることができる。」

によつて、各種學校として指定することができる。この場合は各種學校の取扱ひについての第二號によつて、認可を受けるまでは教育を行うことはできない。なお命令に従がわずに申請もせずに教育を行つてゐるときは學校教育法第十三條第一號及び第二號(第八十三條第三項参照)

「左の各號の一に該當する場合においては、監督廳は、學校の閉鎖を命ずることができ、

一、法令の規定に故意に違反したとき。

二、法令の規定により、監督廳のなした命令に違反したとき。」

によつて、その施設の閉鎖を命ずることができる。この閉鎖命令にも従がわなかつた場合は、同法第八十九條

「第十三條の規定(第八十三條第三項において準用する場合を含む。)による閉鎖命令に違反した者は、これを六箇月以下の懲役若しくは禁錮又は一萬圓以下の罰金に處する。」

の適用を受けるわけである。しかし幼児教育においては、幼

稚園として設置を認可するのは適切でなく監督廳として認められない場合以外は幼稚園に類す各種學校とするのは望ましいものでなく幼児教育關係者の今後大いに研究すべき點であると思ふ。(文部省初等中等教育局、玉越事務官談)

委初第一三一號

昭和二十四年十月六日

文部省初等中等教育局長

無認可幼稚園に對する處置について

右のことについて別紙甲號照會について別紙乙號の通り指示したからご了承願ひたい。

甲 號
管 號 外

昭和二十四年八月二十四日

千葉縣 教育長

文部省初等中等教育局長殿

無認可幼稚園に對する處置について

標記のことについて左記の通り照會致しますので御回答下さるよう御依頼致します。

記

一、正式認可をうけないで幼稚園名を冠して保育をなせる者に對しては如何なる處置をとることが出来ませうか、又其の處置をなす法的根據について伺ひたい。

一、幼稚園名は冠しないが認可を受けられないで事業上幼稚園的教育を實施してゐる者に對しては如何なる處置をとるこ

とが出来ますか、又其の處置をなす法的根據について伺いたい。

乙 號

委初第一三一號

昭和二十四年十月六日

文部省初等中等教育局長

無認可幼稚園に對する處置について

昭和二十四年八月二十四日管號外を以てご照會の右のことについて左の通り回答します

一、正式の認可を受けない場合は「幼稚園」の名稱を用いてはならないことを勧告し、それに應じないときは、學校教育法第九十二條の罰則の適用をうけることを知らしめられたい。

根據法令―學校教育法（昭和二十三年法律第二十六號）

第八十三條、第、八十四條及び第九十二條並びに通達「各種學校の取扱いについて」（昭和二十三年三月一日發學八一號）

二、認可を受けないで事實幼稚園教育に類する教育を行つてゐる場合（兒童福祉の規定による保育所を除く。）は、學校教育法第二條の規定によつて幼稚園の設置認可を受けさせるように勧告し、若しその者が同法二條によらず各種學校として經營する場合は、「各種學校の取扱いについて」（昭和二十三年三月一日發學八一號）の通達の趣旨にもとずいて各學校設置の認可を受けさせなければなら

ない。若しその各種學校の設置認可も申請しない場合公立のものにあつては都道府縣教育委員會、私立のものにあつては都道府縣知事は各種學校として指定することができ、更にそれに應じない場合は閉鎖を命じ、これに違反した場合は第八十九條の罰則の適用をうけることを知らしめられたい。

根據法令―學校教育法第四條、第十三條、第三十四條、第八十九條、第百六條第二項及び第一項

幼稚園設置についての疑義

このたび神奈川縣知事から別紙甲號のような照會があつたので、別紙乙號のように回答した。

照會第一の點は、幼稚園の設置者が以前の國幣中社鶴岡八幡宮の宮司であるが、設置者として妥當であるかとの意味であるが、學校教育法第二條及び第百二條によつて當分の間幼稚園の設置については私人にも認められてゐるから、元神社神道であつた鶴岡八幡宮の宮司であつても「教職員の除去及び就職禁止の件」（昭和二十二年五月二十一日政令第六號）及び「教職員の除去及び就職禁止の施行に關する規則」（昭和二十二年五月二十一日文部、外務、司法、逓信、厚生、内務、大藏、運輸、農林省令第一號）に規定する教職員資格審